

鑪たたらより見たる近世中国山村の社会経済構造

——石見国波佐村庄屋文書を中心として——

庄　司　久　孝

一、序

中国地方には広く花崗岩類が分布している。古来この花崗岩中に含まれている砂鉄分を鉄穴流しと称する水洗法によつて採取し、これをこの地の山林よりする木炭をもつて製鍊すること、即ち和鉄和鋼製鍊がたたら（鑪）であり、或は鉄山業ともいつている。このたたら分布は中国地方六県、三〇〇町村に及んでいる。

鉄山業、たたら経営の特色は、金、銀、銅等の鉱山経営よりもはるかに地域社会に広範圍の影響を及ぼしていることである。といふのは、これら諸金属鉱山は、その原料關係からして地域が局部的に限定されているのに対して、たたらの場合は原料關係が広範圍の地域を占め、その結果、工場の移転が行われること、また製鍊の工程中に鉱山事業者のみならず、一般農民の協力を必要としているか

らである。この経営主に當るものが鉄山師である。鉄山師は相當の資本をもつて、（この場合資本には資金のみならず山林その他の土地所有も含まれる）多くの砂鉄採業者（これは農民が秋の彼岸から春の彼岸まで農閑期を利用した）や炭焼業者（山子という事業者や農民が余業としても行う）、また、たたら職人、鍛冶職人（普通たたらもの、かじやものという）を傭入れて経営した。

筆者はさきに近世における出雲藩と石見諸藩とのたたら経営を比較して出雲・石見の地域的差異を分析した。^①

また概察的なものとしてたたらによる中国山地の開拓を鉄穴流し、たたら立地及びその移転、製品加工及輸送の三視点から論じた。^② 本稿においては、石見国波佐村の庄屋、三浦家のたたら文書を中心に、三浦家と津和野藩との間のたたら行政に始まり、つづいてたたら売買のあつせん、自らもたたら経営に乘出す迄の経過の史的

な考察をなさんと企図した。

近世における庄屋経営の一型式として鉢山経営における資本並びに土地の集中過程はまた同時に石見山村の社会経済構造展望の一根幹をなすものと考えられるからである。

波佐村は現在島根県那賀郡波佐村といい、その位置は浜田市と広島市とを結ぶ広浜線の国営バスの路線からはしばらく西に離れた県境の山村であるが、浜田市とは別に一日数回石見交通会社のバスが

第一表 土地 利用

	総面積	耕地	林地	野面積	付作面積	耕地率	林野率	利用率
今市村	29.34	1875	1322	2064		6.35	44.8	110
波佐村	78.29	1878	5388	2222		1.76	67.7	118

第二表 土地 所有 関係

	土地を耕 作しない もの	3反 未満	3反 ～ 5反	5反 ～ 1町	1町 ～ 1.5町	1.5町 ～ 2町	2町 以上	計	常住 世帯 員数	内自 農従 事者	出稼 世帯 員数	合計
今市村	0	70	70	164	31	0	0	335	1614	1012	12	1626
波佐村	1	83	77	179	16	0	0	356	1762	1391	10	1772

連絡している。林野面積五三八八町歩、林野率六七・七、耕地率一・七六という典型的な山村である。隣村の今市村と比較した第1、2表を参照されたい。波佐村は津和野藩に属し、曾つて養蚕を行い、また強制的に紙撚きをさせられた。農地改革前まで大家族制度の小作が行われ、契約子という仮名親制度があつた。これは山陰地方に一般に行われた株小作制度である。^③

三浦家は波佐村における檀那の一人であり、その土地所有面積は農地改革前、台帳面積二八〇〇町歩、農地改革後現在面積、実測一四〇〇町歩といはれる山林所有者である。三浦家につづくものとしては、古和家があり、これは一〇〇〇町歩であるから、この二家で波佐村の大部分を所有していたことになる。

このような僅少の大土地所有者によつて、山林、田畑が専有せられていたのが、中国山地の土地所有形態の特色で、この過程から東北の名子制度、信州の被官にも比較せられる株小作制度の封建遺制があつたのではないかと考えられる。そしてまたこの大土地所有者の蓄積過程がたたらによる場合が多いことからして、たたら諸問題が中国山地の社会経済構造の分析に大きな役割を果しているとい得よう。

① 拙稿「鑑（たたら）の経営形態より見たる出雲、石見の地域

性」昭25 島根大学論集第1号。拙稿「たたちの歴史地理学研究」人文地理学会編「歴史地理学の諸問題」所収

② 拙稿「近世以降たたら（鑛）による中国山地の開拓」岡山大学法文学部学術紀要第三号

③ 島根県内務部編「島根県小作慣行調査」大正九年『株小作制度とは借家小作、本小作、寄り掛りともいい、その起源的年代は不詳なるが山間僻地の地方にありては農耕の業暫く開けたる時代より地方の豪農等益々開墾耕作の業に努力せんとせるものと砂鉄採集等のため溪間に土砂集積したる箇所及其採集の跡地を開墾して耕作せんとするものありしが其の地方に於て人口未だ稀薄にして労働者を得ること困難なりしを以て他地方より一家族を移住せしめ、之に宅地、住家、原野、山林、農具、家畜、肥料、種子其の他農業経営に要する必需物件を一括貸与して自己所有の土地を開墾耕作せしめ以て専属小作人となしたる慣行の現存せるものなり』とある。（傍点、筆者以下同様）

因みに島根県における株小作地の反別

田	三、九二八町四反
畑	一、三九〇町六反
採草地	九、一二三町三反
薪炭林	三、九〇八町〇反
宅地	一一〇、四〇〇坪

かゝる株小作制度も今次農地解放によつて一応終結した。

④ 波佐村には檀那と称する階層が約十軒ばかりあり、これは昔

鏝より見たる近世中国山村の社会経済構造（庄司）

の有志といい、何れも江戸時代に土着の人で、これらの人々ががつちり組んで村を支配した由である。檀那につづく階層として地方または小前がある。

前記三浦家、古和家を始めとし、佐田、澄川、串崎、佐竹、岡本、石田、田中等の諸家が檀那になる。佐竹は三浦、田中は佐田の分家である。岡本家は寛政以後、三浦家の跡を襲つて庄屋となつた。

二、三浦家の系譜並びに鉄山行政

三浦家の由緒書を披見すると、文安六年己巳年三浦三郎右衛門尉季盛、相州鎌倉より下向し、三隅家之末裔石見守兼冬の簪養と相成り、井野村に名田を賜わり、野路に住居、血伝相続六代郷士とし庄屋初代弥右衛門が七代目に相当する。銀山御料之節、慶長十乙巳年より庄屋役となり、元和三丁巳年亀井政矩公津和野に御打入より直ちに井野村庄屋役を仰付かつている。

以下各代に汎つて由緒書の中から、たたら関係の記事を拾い上げて考察して見よう。

由緒書は藩に歴代の業績を報告のかたちで記載してあるので、この間の関係が良く判る。たたちの記事が出てくるのは六代、宝永年間である。

六代 治右衛門

宝永元年

一、享保五甲辰年十二月銀五拾枚治右衛門鑓ヨリ奉差上度御願申上候処御引受被仰付候

七代 要助

享保四年

一、寛保三癸亥年三月波佐庄屋太郎右衛門役儀被召上候跡私実子安次郎、庄屋役被仰付井野村波佐両所後見仕井小国之儀モ心ヲ付ケ相勤メ候様被仰付奉畏安次郎召連波佐へ引越仕候

かくて井野村庄屋の三浦要助は実子安次郎が波佐村庄屋となつたので後見のため波佐に引越する。そして井野村庄屋は元文五年庄屋御免となり、井野村庄屋は六代の末子が七代の跡目を継いでいる。擬て鉄山行政に関する記事は八代目以下の由緒書中に散見するので按書して津和野藩における鉄山行政について考察して見よう。

八代 治右衛門

元文二年

一、宝暦四年二月是迄鉄穴口別御運上被召上候処当春より小鉄一駄に付銀壹分宛鉄別御運上ニト被仰付

同八月浜田表小鉄越運上ヲヤラレ被召上由如何様候御取方ニハ哉御尋被仰聞ハニ付先キヨリ他所小鉄浜田御領内ノ鑓井中場町取越ハ小鉄貳拾貫一駄ニ付銀壹分三厘ヅツ御運上被召上

一、宝暦九年九月他領小鉄致買得御領分鑓ニ稼仕ハ分迄駄ニ付銀壹

分三厘宛御札銀被召上

一、安永元年庄屋役御免忠兵衛後見被仰付、同日小鉄改役人ニ被仰付他所帶刀御免迄人御加持被下置三人扶持ニ被仰付

一、御尋に付御運上銀之外口錢鑓方より出銀仕ハ分書付一銀五百七匁九分五厘

辰春出来小鉄ニテ外口錢高

此小鉄五万七百九拾五駄 一駄に付壹厘宛内鑓分ケ

三拾四匁八分

原田次郎右衛門鑓

百三拾匁三分八厘

佐々田儀右衛門鑓

七拾六匁貳分四厘

浜田領 藤井五郎兵衛鑓

拾匁

同木東

幸助 鑓

九拾七匁二分二厘

芸州 佐々木八右衛門鑓

九拾壹匁三分六厘

同若杉 四郎兵衛鑓

右者去ル戊午ヨリ御領分小鉄駄別改に被仰付当年迄十九年出仕在仕

御運上銀百拾四貫九百三拾目余当夏迄ニ出銀相成候右之内先年酉年迄駄別改ニ不相成内鉄穴口別御運上銀一ケ年ニ六百七拾四匁宛上納相成十九年分拾貳貫八百四匁引弐百貳貫貳拾六匁余御徳用ニ相成申候此外他領越駄別運上銀貳拾八貫六百目余去ル辰年ヨリ当暮迄上納

仕二口合百三拾貫目余御徳用ニ相成い積ニ御座候 以上

辰十二月

三浦治右衛門

一、近年小鉄改役被仰毎年奥五組相廻りい故村方障ニ不相成御為筋

ニ相成い儀御座候ハゞ申上度仕い波佐村之内先庄屋佐田太郎右衛門

役中迄小鉄洗近年ハ鉄穴不仕い………(中略)………濁水出い故障

リ無御座い間地下人申合小鉄洗テ申度奉存い

一、御領内小鉄御運上銀壹駄ニ付壹分宛被召上い他領越小鉄者壹駄

壹分三厘宛ニ御座い近年ハ長割直段宜敷相成鎗師共景氣好御座い間

御領内小鉄御運上も壹分三厘ニ被仰付浜田御領並に当暮上納被仰付

可然哉ト奉存い当年出来小鉄ヲ以積左之通ニ相見ヘ申い

一銀七貫百拾五匁 午春出来小鉄

此小鉄七万千百五拾駄

壹駄ニ付壹分宛

九貫貳百四拾九匁五分

他領越小鉄並壹駄ニ付

壹分三厘之積

但浜田御領ハ越小鉄共ニ一回壹分三厘宛外口錢壹厘三毛改入、

被下壹分四厘三毛宛鎗師共只今迄ニ年々出し申い

差引 貳貫百三拾四匁五分

鎗より見たる近世中国山村の社会經濟構造(庄司)

御徳用銀

右者愚案之処乍憚申上い間御賢慮ヲ以テ宜シキ様被仰上可被下い奉願上い 以上

一、安永三年当冬ヨリ運上銀之内十歩一被下置い

九代 忠兵衛 明和三年

十代 種右衛門 天明元年

一、文化十二年御運上銀之内十歩一之半分被下置い段被仰渡い当文政元戊寅年迄四年相勤役中亥ヨリ丑迄御運上銀貳拾五貫四百拾七匁四分九厘上納仕い

一、宝暦四戌年父治右衛門役中ヨリ去文化十四年迄六十四年之間御運上銀五百六拾六貫五百八拾貳匁三分七厘上納仕い

以上は井野村庄屋三浦家の文化年間迄の由緒書を辿つて藩との關係を示す鉄山行政を箇条書にした。いう迄もなく小鉄とは砂鉄であり一駄は三十貫である。三浦庄屋家は代々小鉄運上の役をやり、運上銀の何分の一かの収入を貰つてゐる。津和野藩の場合、鉄山は左程藩の主要な財政ではなかつたので、他藩の如く専売政策をとつたり、或は専売類似政策をとるわけではなく、只、小鉄運上、鎗運上、山役運上というかたちで運上をとつたに過ぎなかつた。然しこれと

ても収益ではあつた。

扱て七代要助の実子安次郎は波佐村庄屋として実父とともに波佐にうつり、後三浦弥三と称し寛保三年から寛政六年迄五十二年間勤め、其の間、天明二年には庄屋役御免勘定格仰付けられ、また天明五年には永納銀貸付世話方仰付けられているが、此の間に山林の売買、鑪売買のあつせんから自らも山林農地の取得、鑪の経営にまで乗出すに至つたものの如くである。^④

① この由緒は、文政元戊寅年井野村庄屋三浦治右衛門が津和野藩に申上書形式を取つていたので藩との關係を示す重要記事が記載されている。七代に至り、波佐村庄屋に襲職して分家するが、十代文化年間までの津和野藩の鉄山行政がうかがわれる。

② 松尾惣太郎「中国地方の鉄山行政と地方経済」歴史地理第五八巻四、五、六号。堀江保蔵「我國近世の専売制度」

③ 口上党 三浦家文書

三、鑪の売買を通しての三浦家の消長

波佐村庄屋として着任した三浦安次郎は最初は先庄屋太郎右エ衛門の公借銀の返上に腐心したことを表向きにして鑪経営許可を藩に願出ている。

乍恐波佐村庄屋安次郎申上口上党

一私儀波佐村庄屋役被仰付候節先役太郎右衛門公借銀大分引請れニ付右御返上方年賦之内鑪山売払一年ニ貳拾石宛相立し積御目論見被仰付御請申上依之近年鑪仕着聞合候得共時節惡鬼戔角ト相談不相成右御返上米亥子丑之間他借仕銀返上候然共貧窮之私故他借銀返弁モ相成不申第一御返上方此後手当テノ為メ近頃芸州山形郡庄原村鑪師七郎左衛門ト申者多年私申談候者故鑪付申間敷哉ト相談仕候得者彼者申者鑪名前者私相勤公辺御屈旁悉皆引請心遣仕私鑪同前ニ氣ヲ付具候者請合可申（中略）

尤七郎左衛門儀ハ數年之鑪師ニテ芸州様御領ニ而諸人能ク存シ居ル者ニ御座候將又鑪鍛冶屋早ク付候得者猪鹿防之為又村中之難儀者之為ニモ駄賃等御座候而助ニ相成私儀モ少々之酒ナド売候様御座候ハ、弥々御返上之手当ヲモ體ニ相成道理ニ御座候間彼は右之通奉窺候

一右鑪山御運上銀年分三枚半之定ニ而年々上納仕候ニ付縱鑪吹候節連モ外並ニ御運上銀者出不申上前々ヨリ鑪仕候依之全例格者無之儀ニ御座候故私儀御恩ヲ以テ渡世仕其上御時節柄之義御座候間此度之山一生ノ分ハ御運上之外ニ鑪吹出候者御礼銀米札忘年ニ貳拾枚宛二季御勘定之節兩度差上申度奉存候乍恐此段者私寸志之儀ニ御座候間七郎左衛門へ申談年々上納可仕候何分宣被仰上可被下ル 以上

寅六月十八日 波佐庄屋 安次郎^①

以上の如く最初鑛師と合同で事業を開始したことが判る。この両者の間の細目協定については不明であるが、多分にお互に利益を得る仕組になつてゐたことと思われる。

鑛を打着くるときは猪鹿の害を少なくし、また貧者には駄賃稼ぎになること等は中国山村一带に見られる現象で、鑛は一般に歓迎せられたことである。鑛を打着くための立地条件は原料である砂鉄と木炭とであるが、このために小鉄の存在と薪炭林の分布とが条件となり、かくて原料關係を追つて、或るときは砂鉄に、或るときは木炭にと工場の移動が行われる。大体一〇—二〇年の間隔で移動した模様であるが、この結果山地の開拓の進んで行つたことに就いては他の機会に論じた。^②

かくてまた中国山地は鉄穴流しや炭山の境界についてのとかくの論争があり、土地所有關係をめぐつての問題が続発するが、三浦家文書の中にも鉄穴論争や山境論争^③の重要な文書も多数見られるがこの点については別の機会に論ずる。

扱て鑛の経営が一般に行われるに至つたことはそこに貨幣經濟の滲透や資本及土地の蓄積過程があるのであり、このことは一方において階層の分化もかなり行われていたことにもなる。そのことは、

鑛より見たる近世中国山村の社会經濟構造(庄司)

農地や山林を手放して行く傾向の中にもみられる。三浦家の文書中にもこれら永代売渡証文が多数に見られるのである。

永代売渡申山証文の事

一西谷村の内 黒瀬山宅ヶ所也

境目

東ハ芸州荊屋瀬村奥原村大を隔
西ハよし境并尻なしの出合限漆谷を隔限向ノ方ハ大むか
いそ隔限リ

南ハ東谷大太郎并仁堂坊境并
北ハ桂ヶ谷限リ向い大白井谷を隔限リ

代米拾五石の定

右者私中谷名の内先年々持来東谷下郷の百姓中草笹山無御座田
地肥不^{コソレ}相成^{コソレ}難儀の由に付山役米田地相応に御出し年々私方に請
取笹草先年々からせ申し然る処私近年御公用米増長身拔不相成故
何とぞ各様方永代御買被下候様に申入ら仍て御相談の上被得其意
代米拾五石にして御買被下則御米を相受大慶仕候然る上は於此
上二私子々孫々に至る迄毛頭申分無御座扱又山境目引渡の節右
の山境の百姓中不殘被出合引渡相済し条向後自然境出入かまし事
申衆有之いハゞ売人清左衛門ハ不^レ及^レ申此連判のもの立逢時明け
可申候仍永代売券狀如件 正売主 西谷中谷

延享四丁卯年三月

清右衛門

御庄屋安次郎様

五人組惣代	源右衛門
証人落谷	九兵衛
同	吉右衛門
同組頭蔵方	五右衛門
同	与市
同	保右衛門

⑤

中国山地の田地経営に肥料として必要なる草山の問題が出てくる。

田畠の転売が行われたものの如く永代売渡申田地証文が見られる。

永代売渡申田地証文の事

古田新田

高九石五升三勺也

西谷村 落合名

但田畠家屋敷山河共先百姓々私引受の通無相違代米貳拾石之定

右者落合先百姓市三郎売地私買請近年作配仕い得共何分持続い儀

不相成い付田地御受取被成何方へ成共御存分に御売私被成右代米貳

拾石御算用被下様……………（下略）

寛延四辛未二月廿二日

庄屋藤左衛門殿^⑥

明和七年には三浦家は浜田の木屋幾右衛門なるものより鑪鍛冶屋を買請け、芸州の鑪師である香川七郎左衛門に売渡しているが、この際七郎左衛門は三浦家に対して代銀借用証文を入れている。勿論此の際売買による仲介利得があつたものと考えられる。^⑦

安永より天明にかけては貢租の上騰、飢饉天災のため、農民層の生活困難を極め、この結果は田地の売買にあらわれ、階層の分化はひどくなつたものの如く、三浦家への集積もその量を増したものの如くである。土地売買状の増加がこれを証明している。これら証文のうちで注目すべきは下人家屋敷共云々が附け加えられていることである。

永代売渡申田地証文の事

古田新田

田畑高四拾石貳斗三升貳合六勺

西谷村龜谷名分ヶ地

但山河下人家屋敷共并坪付別紙に添

代正銀拾貳貫五百目定

右者私抱田地近年御未進増長仕り取続不_ニ相成_一に付此度貴殿へ永代売渡代銀拾貳貫五百目に請取御未進へ相立申_ニ処_一実正也然上は向後御公用御勤貴所御身代可_レ被_レ成_ニ我_一等子々孫々に至る迄毛頭申分

無御座ニハ仍証人相立て永代売券如レ件

天明三癸卯年二月

田地売主

与三左衛門

証人五人組頭

九右エ門

同組頭

与市

御庄屋

三浦藤左衛門殿

山林の売状として、

永代売渡申小林山証文之事

一黒岩山

上惣丸久助小林山の内

迄ケ所

代米八石定

但下シハ弥七山境上ニハ弥七久助残山境

右者私儀御未進増長仕田地の取続不ニ相成ニ付此度小林山黒岩山

と申す山、永代貴公様へ売渡代米八石髓ニ請取御未進へ相立ハ処紛

れ無御座ニハ然る上は右山の儀には我々子々孫々に至る迄毛頭申分

無御座ニハ仍証人相立永代売券狀如件

山売主 上惣丸久助

天明八戊申年十月十八日

証人略

⑧

天明二年庄屋役御免勘定格被ニ仰付ニ天明五年には不納銀貸付世話方被ニ仰付ニ

寛政九年には小角、横谷、笹目原三ヶ村小林山並山河一牛買請申約束書が出てくる。これは波佐御庄屋三浦藤左衛門が鑑穂主として傍原鍛冶屋支配人新助、中谷鑑御支配人源兵衛と連名で横谷組頭小兵衛、小角組頭忠左衛門、本郷庄屋友助の三名との間に成立し三ヶ村山代八百四貫百目で買請けしている。⑩

ここに波佐三浦家は自らも鑑の経営に乗出したものの如くである。

文化、文政年間に至ると永納銀世話方という役柄の關係か借用仕銀子証文或は頼母子銀子の証文類が多い。

借用銀証文之事

一文政銀四貫九百三匁三分九厘

文化十四丑六月詰借銀

右大阪御為メ人足缺仕切銀渡不足ノ前件之通借用紛無御座ハ然ル所私方及御開被下ハ通当近辺上方共大借にて船も無残大阪銀主に被押へハ仕合内証向必至差悶へ日々渡世も其性成程の儀にて当時御調達仕候方便更に無御座氣の毒千萬苦々敷依之河戸甚三郎殿を以て暫く御舎豫御断申入ハ処貴方も鉄山御職方御止め被成程の御差支にて少も御差延難成ハ得共年来之御得意に對せられ當時の処御舎免被

下旨 (下略)

借主 小松屋

文化十四丑年七月

新 平

同 新五郎

証人 河戸甚三郎

三浦藤左衛門殿

これで見ると三浦家も手許不如意にて鉄山事業も中止しているらしく思われ、これを裏書きするものの如く、前述の鍋滝鑪山については三浦の名儀にて豫行されたものの如く、弘化三年には芸州加計の佐々木八右衛門の手にうつっている証文が出てくる。但しやはり表向き津和野藩に対しては三浦の名儀でやること、其の他公儀への心遣いは大変だったことが判るので全文記載して見る。

鍋滝鑪山一生買請申議定之事

一 鑪 宅軒

一 添鍛治屋 式軒

但山境目此度立会御引渡の通

一 鑪鍛治屋御運上銀之儀へ被仰付次第上納可仕万一上り鍛治屋御願申上り時には別段に御運上被仰付由被仰聞得其意申し

一 鑪鍛治屋名目貴様御名前にて無之はては津和野表相済不申由

被_レ仰聞_二得_一其意_一然る上は御上御厄害筋出来不_レ仕様常々心を付随分入念の様被_二仰聞_一委細承知仕_レぬ

一 従

公儀被_二仰出_一ぬ御法度之趣へ不_レ及_レ申御領法并村法等相背不_レ申様被_二入_一御念_二被_一仰聞_二得_一其意_一申し

一 鍋滝鑪の儀、御用杉山近所に有之れ故別而入念下内の者へも手堅く申付様猶又下山廻り衆懸廻り楽々被_二度_一吟味_一ぬ儀ハ古格にては尚此度も其旨相心得万_一御立山の内不埒の筋仕_レぬか又は鑪山の内にては御用木の分伐取_レぬ時は鑪内の者は不_レ及_レ申地下方にても被_二成_一御吟味_一急度迷惑被_二仰付_一ぬ段被_二仰聞_一委細承知仕_レぬ随分入念の様常々殿処可_二申付_一ぬ

一 宗判法用御支配下浄蓮寺より被_二相勤_一ぬ儀古例に付年数の間彼の寺へ相頼ぬ様被_二仰聞_一委細承知仕_レぬ

一 津和野表御用鉄山の相抱之儀にも若し御座はば此方より相勤めぬ様被_二仰聞_一承知仕_レぬ

一 右鑪山の内杉檜楓御用木の由入念立置可_レ申旨被_二仰聞_一得_二其意_一申し并山境目_ト狼ヶ間敷段無_レ之様可_レ仕_レぬ万_一我儘に一本にても伐取_レぬ儀決して不_レ相成一段被_二仰聞_一得_二其意_一申し常々気を付ケ随分入念可_レ申し

一買山伐取手数の儀当午より卯迄拾ヶ年の内伐取可_レ申約束に御座_レ得共右の年限中自然吹仕迫に不_レ相成儀も御座_レ得バ其節年延御願被_レ仰上可_レ被_レ下_レし事、打入普請の儀ハ御願下され御免の上伐入可_レ申事内々の儀決而不_レ相成_二段被_レ仰聞_一得_レ其意_二申_レし

一山方御役人中鎗方御用にて御滞在の節は鎗に引受世話仕り諸入目当鎗より可_レ仕事

但送り迎への儀も同様鎗より可_レ仕_レ仕

一山内入用酒の儀ハ貴様方より御入被_レ成_レ約束の事、其外他所酒一切山内へ入不_レ申様被_レ仰聞_二承知仕_レ万_一不_レ埒の筋御見聞被_レ成_レハバ其節被_レ成_二御吟味_一由御尤の御事此段承知仕_レし

但酒代金盆季節季阿度に私方可_レ仕事

一鎗鍛冶屋場床三ヶ所の内勝手次第何れにても一ヶ所米三石六斗宛毎暮差出_レ約束の事

一鎗山伐期茶山蕎麦苅草等一切仕せ不_レ申様下方の者共へ手堅く可_二申付_一候尤銘々茶園所の儀ハ場廻にて御見分境目御立可_レ被_レ下旨得_レ其意_二申_レし

一山伐取の節山へ出入不_レ申様炭焼供ニ手堅く可_二申付_一ハ万一の儀御座_レし節は双方立会相防可_レ申_レし尤御立山近所ハ別而火の元入念_レ様手堅く相示_レし様重畳被_レ仰聞_二委細承知仕_レし

鎗より見たる近世中国山村の社会経済構造（庄司）

一道路筋通路の儀ハ買山の儀ハ不_レ及_二申_一其外無_レ擬違路の儀ハ勝手次第可_レ仕_レし事 尤作物障りにも相成_レ所ハ村御役人中御立会御見分の上不同無_レ之様相応の礼差出可_レ申段承知仕_レし

一鍋漕鎗所の儀ハ芸州往還の端にて常々旅人乗り込_レとも一夜の宿も貸不_レ申様被_レ仰聞_二得_レ其意_一申_レし猶又博奕諸勝負決して不_レ仕_レ様下方の者へ手堅く可_二申付_一ハ井地下内へ罷出不作法の儀不_レ仕万端実体に仕せ_レ様被_レ仰聞_二得_レ其意_一申_レし

一御米付銀壹貫百目

但御米三百石年々入米約束に御座_レに付右付銀差出申_レ万一石数減じ_レ時ハ其割合にて差出_レし事

一牛馬遣_レ度_レ節は勝手次第の事尤飼葉の儀ハ此度買受山の内にて自由に御刈らせ被_レ下_レし約束、放馬一切不_レ相成_二成_一し事

一真砂土粘土等の儀ハ受山の内勝手次第の事

附百姓持分の内取_レ節ハ相応の代銀にて貰受可_レ申_レし右ハ貴様御取持の鎗山此度及_二御相談_一買受申_レし処相違の儀無_レ御座_レハ委細前件の通廉々被_レ仰聞_二承知仕_レし然る上は今後何等の儀有_レ之_レいとも御楽々違変仕問敷_レ為_二後念_一議定書如_レ形御座_レし
弘化三丙午年四月

鎗支配人 弥三右衛門

代々木

八右衛門^⑩

三浦弥三殿

鑪鍛冶屋売買引證書はこの地方では以上の型式をとつた。これに運上床役米を詳細に記したものを附加した。

鑪の経営はそれが鉱山であることからして決して小規模なものではないことはいうまでもないところであるが、近世以降におけるかかる鉄山の経営はその及ぼすところ地域社会に大なるものがあつた。高度のマニファクチュアとはいひ得ないにしてもマニファクチュアの範疇である分業による協業の形態をとつていた。

従つてこれが経営にはかなりの資本の蓄積が必要であつた。三浦家の場合、庄屋役として始めは売買のあつせんに乗出し、次第に田畑山林を集積してついに鑪の経営にも手を出す、名義上であつて他の業者と提携している。これは庄屋役の手前、表面立つて出来なかつたのかも知れない。

① 三浦家文書

延享三丙寅年六月十八日津和野へ上ル鑪山届書付 乍恐波佐村庄屋安次郎申上口上覚

② 拙稿「近世以降たる（鑪）による中国山地の開拓」岡山大学法文学部学術紀要第二号

③ 三浦家文書

雲月鉄穴出入に付取扱の覚

鼠原村雲月鉄穴の儀に付取扱の覚

雲月鉄穴取扱定

鼠原村雲月鉄穴一卷書替証文の事

鼠原雲月鉄穴の儀此度取扱相済趣に付添証文の事

④ 三浦家文書

久佐組丸原村日貫組追原村境黒藏山小川宇津山境目引分ケ相渡書付之事
境目書の覚

⑤ 三浦家文書

永代売渡申山証文の事

⑥ 同

永代売渡田地証文の事

⑦ 同

鑪鍛冶屋売渡し証文の事

同

鍋滝鑪山代銀借用証文の事

同

鍋滝鑪鍛冶屋買請証文の事

⑧ 三浦家文書

永代売渡申小林山の事

⑨ 三浦家文書

小角横谷笹目原三ヶ村小林山売渡申議定書

小角横谷笹目原三ヶ村小林山立添山一生買請申約束書

⑩ 三浦家文書

借用銀証文之事

⑪ 三浦家文書

鍋滝鑪山一生買請申議定之事

四、近世石見山村の社会経済構造

石見地方山村の近世における社会経済の概観を試みると、この地方が一般に生産力に乏しく、そのため農村の階層分化も程度の高かつたことは多くの角度から検討されるところであるが、この問題の一つの解客として宗門改帳による社会的身分関係の分柝が考えられる。波佐村における宗門改帳を入手し得ないので確然とした資料になり得ないが、今ここに隣村である今市村の分柝がなされてある。

即ち山岡榮市氏は「宗門帳を通じて見た山村の家族及び社会構造」^①と題した研究を、波佐村の隣村で同じ津和野藩領である今市村の宗門改帳（庄屋山崎家所有）によつてなされている。

これによると社会的身分の区別として庄屋、本百姓の外に庄屋下人、百姓下人、無縁があり、別に寺内、社人の特殊身分と寺下人とがある。庄屋下人とは「庄屋持地の小作人にして住宅、耕牛、及び作付米を貸与し農耕をなさしむもの」であり、百姓下人とは「独立農家の小作人」をさす（以上山崎定道氏談）。いわゆる農奴的身分關係に類似したものと考えてよいであろう。日貫村森岡万市氏（元村長、農協組合長）によれば、津和野藩の農民はすべて株小作であつたという。即ち一戸で生活出来る範圍の土地（日貫では六反位）を

『一家名』——後に株と称し、田畑の他、薪山草刈場が附屬していた。そして庄屋に属する株小作人が庄屋下人、本百姓に属する株小作人が百姓下人であると考えてよいであろう。

下人は耕作地は勿論の事、家屋を作つて与えられ作牛代、現牛を貸与されていたものである。しかしこのことの反対給付として三十六人役の勞務提供をはじめ、種々の生活上の制約、いわゆる経済外強制を与えられたのであつた。これが後の株小作に該当するものと考えられる。山岡氏は更に分柝をつづけてこのような社会的経済的な身分關係はどのような変遷をたどつたのであろうかとして宗門帳を年代的に整理して表をこしらえているが、この表によると文化年間に下人特に庄屋下人の数が急激に増加しているのが注目し値する。即ち寛政十二年から僅か五年の間に庄屋下人が十五戸より三十七戸と倍増し、その人口は三十五人より百四十五人へと四倍に増加している。而して百姓下人はその数を減少しているが、このことは経済的な理由によるものと思われる。③ 扱て三浦家の文書のなかに次の如く契約を結んで山林家屋敷を譲渡した証文があるが、これは下人であり後にいう株小作であろう。

譲渡申証文之事

古田 鼎

續より見たる近世中国山村の社会経済構造（庄司）

高九斗式升六合九勺 政所名の内

但坪付山林屋敷境目書別紙相添

右者貴殿此方因縁者に去る天明四甲辰正月十三歳懇望に依り契約致し其翌年乙巳秋より当家へ入込当年に至る二十五年末に此方万事世話被^レ致然るに居宅造り度由に^レ処屋敷無^レ之去る文化二乙丑年同苗要助を以て政所名の内分地被^レ願本物なしに^ナ合^ナい約束の^ナ処彼是と只様延引則去る文化五辰七月四日何れも立会見分致置前件の通此度譲渡^レい^レ紛れ無^レ之^レ然上は御年貢諸役等御引更永代御作配可有^レ之^レ我等子々孫々に至る迄聊申者無^レ之^レ為^ニ後念^一讓狀仍而如^レ件

文化六己巳年二月吉日

庄屋 三浦藤左衛門

伴 同 梅五郎

④

笹屋俊右エ門殿

山岡栄市前掲書はまた欠落者の集計を行つてゐる。即ち欠落世帯の大部分が百姓下人、庄屋下人であり、個人欠落の過半数が百姓下人の階級であることは特に注目さるべきであり、更に欠落者の多いのは天明の初年と文化の末年であり、百姓一揆が頂点に達した時代に相当する。そして欠落の理由を見ると大部分貧窮の結果土地を売却し村内にて日雇渡世をしていたが、村内にも稼業の口はなく日雇

仕事を求めて海辺や他領に行衛をくりましたものが多いと想像される。このような転落農民の行先きについては容易に論断し難いが一つの仮説として山岡氏は鑑の存在をあげているのである。

即ち今市村明治五年の壬申戸籍の分析から下人の大多数が鑑職人であり、また当時の土地家屋所有状況及び職業別構成を見ると風原三ヶ村借地借家居住者（これにかつての下人である）は七十一戸であり土地住居所持者七十四戸とほぼ同数である。これらの借地借屋の所有者のうち最大なるものは、いうまでもなく歴代庄屋をつとめた山崎家であるとする。同家は風原において四十五戸中二十七戸、小国において七十戸中十戸の借地借屋農家を有しており、明治中期においては近村に百戸以上の小作人（小作地六百町歩）を有したという。かくて石見山村地域における富農として多くの下人を隸属せしめ封建的支配を行つて来た。それは幕府時代より経営された鑑事業の収益による土地集積である。^⑤

一体、鑑の経営はどのような規模においてなされたであろうか。

三浦家の場合、直接経営の資料がないが、三浦の分家であり、現在居を隣りする佐竹家の明治初年の鑑収支決算書（第三表）を掲げて見る。文久二年創業であるこの鑑が如何にして佐竹家の手にうつつたか不明である。召抱人数は鑑職人であり、この他村方稼人数に

第三表 明治4年～9年佐竹家鍮収支決算書

	明治4年	明治5年	明治6年	明治7年	明治8年	明治9年
鍮	1	1	1	1	1	1
鍛冶物	1	1	1	1	1	1
鉄坑買入	1	1	1	1	1	1
養米	115石	105石	138石	141石	135石	135石
同山代砂鉄	494円10銭	399円	579円50	838円95	810円	661円
(一駄23貫)	2475駄2合	1421駄4合	2145駄1合	1977駄1合	2940駄	2940駄
同代金	519円79銭	369円58銭	686円40銭	701円83銭	967円16銭	807円
同川代砂鉄	0	0	0	0	0	0
同代金	0	0	0	0	0	0
同木炭	40.300貫	21.700貫	34100貫	31000	43400	43400
同代金	129円 (10×3銭)	97円65銭 (10×4.5銭)	170円50銭 (10×5銭)	186.00	253.70	151.90
燒木	15600貫	8400	14400	12000	16800	16800
同代金	15円60銭	12円60銭	28円80銭	24円	28円55銭	15円20銭
同釜土	7800貫	4200	6600	6000	8400	8400
同代金	6円24	5円46	9円90	9円00	11円92銭	10円08銭
同小炭	19石840	5石760	14石490	16石290	15石120	15石700
同代金	114円48	57円60	181円12	211円77	181円44	105円84
職人其他給料	170円90	69円00	305円30	338円40	123円67	223円67
同扶持米	43石98	19石92	42石18	44石58	47石80	47石40
諸入費	125円50	94円20	292円80	275円10	247円80	247円80
他利買入銚鍮	0	0	0	0	0	0
税金	5円67銭4厘	5円67銭4厘	5円67銭4厘	5円67銭4厘	5円67銭4厘	5円67銭4厘
合 計	1276円30	787円44	1797円65	2017円13	2094円52	1871円14
制鉄出来高	318駄	103駄	241.5駄	273駄	258駄	252駄
同完高	同	同	同	同	同	同
同代金	1303円80	536円63	1738円30	1061円45	1496円40	1170円03
鋼出鉾高	0	0	0	0	0	0
同亮高	0	0	0	0	0	0
同代金	0	0	0	0	0	0
録ニテ売却分	0	0	0	0	0	0
同代金	0	0	0	0	0	0
銚ニテ売却分	25駄	80駄	65駄	0	167駄	167駄
同代金	56円25	232円00	210円00	0	517円70	417円50
合 計	1360円05	768円63	1948円60	2061円12	2014円10	1587円53
差引損益	83円75	-18円81.5	151円14	44円02	-180円50	-213円61
稼村数						
村方稼人数						
職場人数						
召抱人数計	72人	67	73	76	70	70
男	45	41	41	47	40	41
女	27	26	32	29	30	29
鍮山反別	30町歩					
鍛冶物山別	9町					
砂鉄採取村	1ヶ村	1	1	1	1	1

鍮より見たる近世中国山村の社会経済構造(庄司)

砂鉄採取や炭焼を行う農民であり、また馱馬人数に運搬の任にあたる馬子である。これらの人数について記載がないが以上の明細書中の諸入費出費を仔細に見ると如何に鑛一つが村内を潤しているか想像出来よう。と同時にこのような鉱山マニファクチュアに吸収されてゆく隷農層の存在も想像出来る。

これを要書きするものとしての借用証文をあげて見よう。

借用仕証文の事

一錢札百日也 当る七月元利息付にて

十二月十五日切

元利御調達可仕

此質物受人方に預置申

右者私儀不手元之上当年の儀は近來稀成飢饉に付世上一統差岡多人数の家子引連秋迄の処渡出来不申無抛御無心御願申上り得者格別の御厚情を以て前書の錢札御貸被下（下略）^⑥

幕末貨幣経済の滲透そしてその窮迫は頼母子の發達、借用銀子証文の増加を見るが、そして窮迫の結果、生産財の質物にまで發展する。以下の証文はそれを示している。

米借用証文之事

一米六石也

此為質物一後呂鉄穴株

宅ヶ所引当仕れ処相違無御座候

右者後呂鉄穴仕入飯米差岡に付御無心御願申上候得者前件の米辻借用仕れ然実正ニ御座候御調之儀者来申三月十日限現米を以て急度御調済可仕候万一不埒は節者書入之質物御引渡可申上候為後日念請正人相立借用証文差上候処依而如件

米借主 室屋谷 源右エ門

安政六己未年十二月 日

受正人 田 屋 広太郎^⑦

三浦弥惣殿

百姓源右エ門は鉄穴師（砂鉄業者）であり鉄穴仕入飯米に事欠いてその鉄穴を質物に出している。飯米に事欠く窮乏さところの地方で鑛が盛んに行われていることが判る。

扱て三浦家はすでに寛政二年庄屋職をやめているが、文久年間は如何なる理由か井野村の田地を売渡している。買人は現在檜那の階層になる佐田及び古和家であり、古和家はこの頃御蔵方になっている。この間の關係について証拠たるべき何物もあげ得ないから何とも云えないが、すでに三浦家の鑛の経営が失敗しつつあるのか、或は新地主層への土地集中が始まっているのではなからうかと考え

られる。下人の家屋敷農道具作牛釜こしきに至る迄下人持来少しも残らず売渡す証文は株小作の転売として中国山間の特殊形態を示す好例であるとい得よう。

田地売渡申羽書之事

高三拾壹石貳斗壹升三合七勺

古新田畠

此内

貳拾六石六斗九升八合三勺

西谷村之内辻堂原名

四石五斗壹升五合四勺

東谷村之内砂田名

ノ右之通

但田畠山林下作家屋敷共

有掛り小茂不殘境目古格之通

一農道具作牛釜こしきに至る迄下人持来少し茂無殘有掛之通

此本物銀拾九貫五百目之定

此金三百兩内百兩 西四月限り

貳百兩 同六月廿日限り

此内

鍵より見たる近世中国山村の社会経済構造(庄司)

貳百五拾兩 辻堂原本物

五拾兩 砂田名本物

右の通田畠山林下作家屋敷共売買仕に付何れも立会申談の上本物銀拾九貫五百目にて双方得心仕に処相違無御座候然る上は相樂々違変仕間敷い尤当酉より往午迄十ヶ年限相談仕置に間本人持続相成本物一氣に返済致し節は年限中之儀者差展し申候約速勿論外人へは決而不相成本人に限り双方実意を以て申談執計可申候為後念証人相立羽書一札差出置に依而如件

文久元辛酉年四月

売人 井野村にて

弥惣かきはん

同伴 英太郎

世話人

親類惣代小国庄屋

藤間来三郎

買人 佐田俊齊

同 古和定助

立会境目百姓惣代

小法師 治 助

鑑より見たる近世中国山村の社会経済構造（庄司）

同 三浦富次郎
証人五人組 助 平
同 同 藤右衛門

御蔵方

古和定助殿

御組頭 石田種助殿

同 源之助殿

同 喜三郎殿

⑤

① 山岡栄市「宗門帳を通じて見た山村の家族及び社会構造」社

会学評論13、14号

② （下段附表参照）

③ 山岡栄市前掲論文

④ 三浦家文書 譲渡申証文之事

⑤ 山岡栄市前掲論文

⑥ 三浦家文書 借用仕証文之事

⑦ 同 米借用証文之事

⑧ 同 田地売渡申羽書之事

今市村身分変動の狀態（自寛政12年至文久3年）

身分 宗門帳	庄屋	本百姓	庄屋 下姓人	百姓 下姓人	無縁	寺内	寺下人	社家人内	村番人	計
戸数										
A 寛政12年(1800)	1	39	15	48	15	1		1		120
B 文化2年(1805)	1	41	37	59		1		1		140
C 嘉永3年(1850)	1	69	27	43	1	1	3	1	1	147
D 安政2年(1855)	1	62	31	44	1	1	3	1	1	145
E 文久2年(1862)	1	68	31	43		1	3	1		148
F 文久3年(1863)	1	64	30	46	1	1	3	1		147
人口										
A	6	213	35	280	35	8		4		581
B	4	219	145	244		9		3		624
C	4	379	93	119	2	5	10	2	6	620
D	5	348	114	134	2	6	9	3	6	627
E	7	404	121	143		7	11	4		697
F	7	400	116	160	1	7	7	4		702

、山岡栄市「宗門帳を通じて見た山村の家族及び社会構造」による。

五、結 び

近世中国山村社会は鑛という鉄山業のマニファクチュアの経営により、かなりの程度に開拓開発されていた。従つて商品経済、貨幣経済の滲透は、それが経済外的要因もあつて地域的にはかなりのずれがあるにはせよ、相当のものであつたと思われる。これに伴つて階層分化も大であつて、一方では巨大なる土地所有者（鉄山経営による）とともに他方様小作的な下人の存在を認めざるを得ないのである。

そして他に比して生産力に乏しい石見山村部にあつては、転落の結果他に職を求めて欠落してゆく人々もかなりあつたであらう。江川を過つて備後に抜け出て作州に向つての鑛職人の移動の跡を裏付けることが出来るが、これは他の機会に発表したい。

然し乍ら鑛の経営はそれが鉄山企業であるだけにまた危険性を持つていた。良質の原料と優秀な鑛職人に恵まれ、資本の豊かな鉄山師にあつては、たとえ一、二の吹損があつたとしても、それをカバーすることが出来たのであるが、小資本経営の場合は倒産すること多かつた。『代々農をもつて立つべく、子々孫々に至るまで鑛には手を出すまじく候云々』という掟を持つ家がかなり多いのも石

鑛より見たる近世中国山村の社会経済構造（庄司）

見部の特色である。倒産、破産の結果は転売や没落がそこに見られる。鑛の経営の史的考察は、やはりそこに小なる鉄山師が大なる鉄山師へ吸収されて行く過程を教えて呉れる。

本稿は近世以降、石見国波佐村庄屋の鑛文書の年代的羅列に終つた感がないでもない。波佐村の宗門帳や壬申戸籍の分祔のなされていないことも遺憾である。稿を改めて三浦家の明治以降の土地所有過程、農地改革の影響等とあわせ調べることによつて山村の社会構造の現代的課題を探りたいと思う。

本論文は文部省科学研究費による研究の一部であることを附記し、また貴重な所蔵文書の貸与を快諾していただいた三浦兼義、佐竹周三両氏に篤く御礼申上げる。

執 筆者 紹 介

林 屋 辰 三 郎	立命館大学教授
井ノ崎 隆 興	京都大学大学院学生
今 津 晃	大阪大学助教授
庄 司 久 孝	岡山大学助教授
河 野 通 博	岡山大学講師
黒 田 俊 雄	京都大学大学院特別研究生
岡 部 健 彦	奈良女子大学講師